

県安管協会ニュース

令和元年11月

No9

Tel022-361-0313

fax022-362-3801

e-mail

info@kenankan.or.jp

(一社)宮城県安全運転管理者協会・宮城県安全運転事業主会連合会

12月1日から

【ながら運転が厳罰化されます！】

「ながら運転」についての罰則や反則金、違反点数を厳罰化する改正道路交通法の施行令が12月1日から施行されます。改正後の反則金は約3倍となりますので、その内容をお知らせします。

【改正道路交通法等の内容】

- ◆ 運転中に携帯電話などで通話や画面を注視する違反「携帯電話使用等（保持）」の違反点数は1点から3点に引き上げ。携帯電話での通話や注視によって交通事故を生じさせる違反「携帯電話使用等（交通の危険）」の違反点数は2点から6点に引き上げられる。
- ◆ 「保持」の反則金は約3倍となり、原付は5,000円から12,000円。二輪車は6,000円から15,000円。普通車は6,000円から18,000円。大型車は7,000円から25,000円に引き上げられる。さらに違反を繰り返すと、6か月以下の懲役または10万円以下の罰金が適用される可能性がある。
- ◆ 「交通の危険」では、交通反則通告制度（※）の適用から除外され、直ちに刑事手続きの対象となる。罰則はこれまでの3か月以下の懲役または5万円以下の罰金から1年以下の懲役または30万円以下の罰金に引き上げられる。

携帯電話使用等に関する罰則の強化

		改正前	
違反 点数	保持		1点
	交通の危険		2点
反則金	保持	大型車	7,000円
		普通車	6,000円
		二輪車	6,000円
		原付車	5,000円
	交通の危険	大型車	12,000円
		普通車	9,000円
		二輪車	7,000円
		原付車	6,000円
罰金	保持	5万円以下の罰金	
	交通の危険	3か月以下の懲役または5万円以下の罰金	

改正後	
	3点
	6点(免停)
反則金の対象外	25,000円
	18,000円
	15,000円
	12,000円
反則金の対象外	
	6か月以下の懲役 又は10万円以下の罰金
	1年以下の懲役 又は30万円以下の罰金

【事例1/死亡事故】

ドライバーは夜間、ふだん歩行者がほとんどいない道路を時速55kmで走行中、携帯電話のメールを確認するために、3~4秒間、携帯電話の画面に目をやった。前方に視線を戻すと、7メートルほど先の交差点を左から右に横断する歩行者を発見。ブレーキやハンドルの操作を行って避けようとしたが、間に合わず、歩行者に衝突。歩行者が死亡した。

【事例2/死亡事故】

ドライバーは直線道路を時速60kmで走行中、携帯電話の着信を確認するため、左手で携帯電話を持って操作をしながら運転。携帯電話の操作に気を取られ、ハンドル操作が緩慢になったうえ、路肩を走行していた自転車に気づかず、追突。自転車の運転者が死亡した。

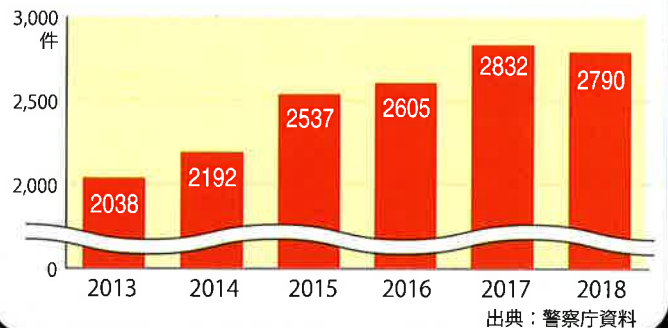


運転中のスマホ・
カーナビ等の使用・注視を

厳罰化!

12月1日施行
スマホ・カーナビ等を
使用・注視する
「ながら運転」の
罰則が強化されます。

携帯電話使用等に起因する交通事故件数



運転中に
通話や画像注視を
した場合

現行(大型車)
罰則:5万円以下の罰金
反則金:7千円
違反点数:1点



「ながら運転」で
交通の危険を
生じさせた場合

現行(大型車)
罰則:3月以下の懲役
又は5万円以下の罰金
反則金:1万2千円
違反点数:2点

改正後(大型車)

1年以下の懲役
または
30万円以下の罰金
直ちに刑事手続きへ
違反点数6点

携帯電話使用等(交通の危険)
①通話(保持) ②画像注視(保持) ③画像注視(非保持)
することによって交通の危険を生じさせる行為